

湯川村 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年 8月

湯川村通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童等の列に自動車が突入し、児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

その後も、継続して危険箇所について合同点検を実施し、警察・道路管理者・学校関係者が連携を図りながら早急に対応できる策を検討し、改善に努めて参りました。

今後は、これまで進めてきた緊急合同点検の成果をもとに、通学路の安全確保をさらに進められるように「湯川村通学路交通安全プログラム」を策定し、本プログラムに基づき、関係機関が連携して通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携体制を活用し、通学路の安全対策を図るため、「通学路安全推進会議」を設置しました。

《構成機関》

- ①国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所会津若松出張所
- ②福島県会津若松建設事務所
- ③福島県会津坂下警察署
- ④笈川小学校PTA、勝常小学校PTA、湯川村中学校PTA
- ⑤湯川村立笈川小学校、湯川村立勝常小学校、湯川村立湯川中学校
- ⑥湯川村交通対策協議会（湯川村総務課）
- ⑦湯川村産業建設課、湯川村教育委員会

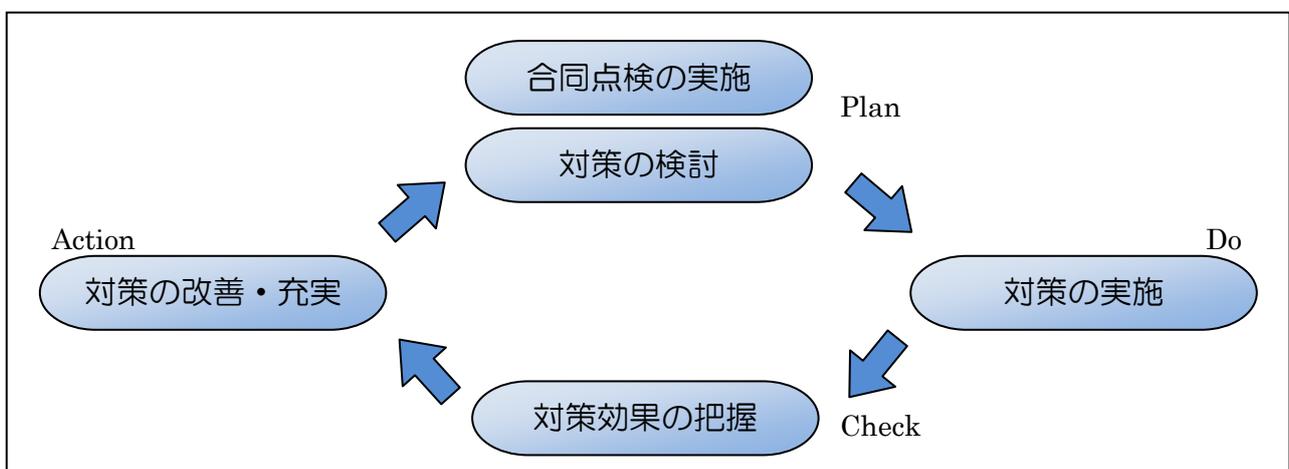
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を以下のPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

- ① 実施時期については、各学校から収集した危険箇所をもとに、年1回以上、合同点検を行います。
- ② 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ③ 合同点検には、道路管理者、警察、学校関係者（PTAを含む）、教育委員会が参加して行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、関係機関の連携を図り、対策が円滑に進むように努めます。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に効果が上がっているのか、学校を通じた確認や現地の登下校状況の確認により、対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善を図るとともに、通学路安全推進会議にて対策の成果と課題について検討し、安全確保の充実を図ります。

4. 対策一覧表、対策箇所図の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、広報誌等で公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図